

令和 7 年 3 月 31 日付け県公報号外第 28 号静岡県人事委員会規則第 7－1323 号（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

6 下から 10

誤

給与条例第 12 条の 3 第 2 項、教職員給与条例第 13 条の 3 第 2 項及び警察職員給与条例第 12 条の 3 第 2 項

正

給与条例第 12 条の 3 第 2 項等